

随意契約（相手方指定）調書

件名	高齢者理容サービス事業委託	5200311
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額892,000円（消費税込み） 単価契約4,000円（1件につき、税込）	

契約相手方	東京都理容生活衛生同業組合 荒川支部
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	単価契約

## 業者選定理由書

件名	高齢者理容サービス事業委託
指定業者 (案)	名称 東京都理容生活衛生同業組合 荒川支部 所在地 東京都荒川区南千住 8 - 4 - 5 - 206 代表者 荒川支部長 中戸川 智恵
指定理由	<p>本件は、要介護4及び5の65歳以上の在宅高齢者を対象とした、自宅出張による理容サービスの実施について委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記組合を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件の受託者には、区内全域の在宅高齢者世帯へ、理容サービスを一元的に提供するための実施体制が求められる。上記組合は、区内唯一の理容師団体であり、区内各地域に所在する個人事業主により組織されているため、本件事業の円滑かつ確実な実施が期待できる。</p> <p>また、主管課において令和4年度契約の履行評価を行っているが、寝たきり高齢者の方が多い中で、安定的かつ質の高いサービス提供を維持すべく努めており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記組合を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)